

浜田市国民健康保険運営協議会議案

(令和2年度第1回)

令和2年5月(書面開催)

浜田市国民健康保険運営協議会

浜田市国民健康保険運営協議会委員名簿

1 任 期 令和元年11月1日から令和4年10月31日まで（3年間）

2 委員名簿

※浜田市国民健康保険条例(平成17年浜田市条例第151号)第2条に規定する委員の定数17名

次 第

1 市長諮問

2 議事録署名委員の指名

<u>委員</u>	<u>委員</u>
(公益代表)	(被保険者代表)

3 協議事項 P. 2

諮問第 1 号 令和 2 年度浜田市国民健康保険料率について P. 4

4 報告事項 P. 12

報告第 1 号 令和元年度浜田市国民健康保険特別会計決算（見込）
について

事業勘定 P. 13

直営診療施設勘定 P. 19

報告第 2 号 保健事業に関する報告について [別冊]

〔 協 議 事 項 〕

諮問第1号

諮 問 書

保 第 9 9 号

令和2年5月8日

浜田市国民健康保険運営協議会

会 長 様

浜田市長 久保田 章市

(保険年金課)

国民健康保険法第11条に基づき、下記事項について諮問いたします。

記

諮問事項

- 1 令和2年度浜田市国民健康保険料率について

以上

諮問第1号 令和2年度浜田市国民健康保険料率（案）について

- 医療分は「所得割」を0.09ポイント引き下げ8.94%とします。「被保険者均等割」は200円引き下げ26,400円とし、「世帯別平等割」は前年と同額の18,800円とします。支援金分は「所得割」を0.09ポイント引き上げ2.99%とします。「被保険者均等割」は200円引き上げ9,000円とし、「世帯別平等割」は前年と同額の5,800円とします。医療分と支援金分の合計は「所得割」を前年と同率の11.93%とし、「被保険者均等割」も、前年と同額の35,400円、「世帯別平等割」も、前年と同額の24,600円とします。
- 介護分は「所得割」、「被保険者均等割」、「世帯別平等割」をすべて据え置き、それぞれ2.66%、9,900円、5,000円とします。

〔国民健康保険料率算出の経緯〕

国民健康保険料率の改定は、合併以降、「国保財政調整基金」を保険給付費や保健事業へ保険料の代わりに充当することにより、料率の引き上げをできるだけ抑制する方針で行ってきました。

これにより、最大で約21億円あった基金は、平成27年度末に約2億1千万円に減少しましたが、保険給付費の急激な伸びが落ち着いたことや、補助金等の概算交付額が多額であったことなどから、給付費に充当するための基金取崩しが不要となったこと、及び平成30年度においては国保都道府県単位化の制度改正に伴って、保険料の激変緩和措置が講じられたことなどを背景として、平成30年度末には約5億5千万円の基金残高が確保されました。そのため、被保険者の負担増大を抑えるため、**令和元年度の医療分+支援金分については平成30年度の料率等を維持**したところです。

令和2年度においては、被保険者の減少や医療費の高止まり等、国保運営は引き続き厳しい状況が想定されますが、基金残高が確保できる見込みであること、また新型コロナウイルス感染症による収入への影響も考慮し、国保財政調整基金から医療分へ充当を1,800万円、また、通常は行わない介護分への充当を400万円行う方針で算定し、医療分+支援金分及び介護分の料率をすべて据え置くことを提案します。

- 保険料賦課限度額の引き上げと低所得者に対する保険料軽減措置の対象拡大について、国民健康保険法施行令の改正に準じて条例改正を行いました。

【保険料の賦課限度額が引き上げ】

- | | |
|--------------------------|----------------------------|
| (1) 基礎賦課限度額（医療分） | 61万円⇒ 63万円 （2万円アップ） |
| (2) 後期高齢者支援金等賦課限度額（支援金分） | 19万円（今回改正なし） |
| (3) 介護納付金賦課限度額（介護分） | 16万円⇒ 17万円 （1万円アップ） |

【被保険者均等割額及び世帯平等割の軽減基準が一部拡大】

(1) 2割軽減対象の拡大

〈改正前〉 基準額＝33万円＋51万円×被保険者数

〈改正後〉 基準額＝33万円＋**52万円**×被保険者数

(2) 5割軽減対象の拡大

〈改正前〉 基準額＝33万円＋28万円×被保険者数

〈改正後〉 基準額＝33万円＋**28.5万円**×被保険者数

(1) 医療分+支援金分

区分			令和2年度	前年度 (令和元年度)	対前年度比較
医療分 + 支援金分	応能割	所得割	11.93%	11.93%	0.00ポイント
	応益割	被保険者均等割	35,400円	35,400円	0円
		世帯別平等割	24,600円	24,600円	0円
	賦課限度額		82万円	80万円	2万円
医療分	応能割	所得割	8.94%	9.03%	▲0.09ポイント
	応益割	被保険者均等割	26,400円	26,600円	▲200円
		世帯別平等割	18,800円	18,800円	0円
	賦課限度額		63万円	61万円	2万円
支援金分	応能割	所得割	2.99%	2.90%	0.09ポイント
	応益割	被保険者均等割	9,000円	8,800円	200円
		世帯別平等割	5,800円	5,800円	0円
	賦課限度額		19万円	19万円	0万円

(2) 介護分

区分			令和2年度	前年度 (令和元年度)	対前年度比較
介護分	応能割	所得割	2.66%	2.66%	0.00ポイント
	応益割	被保険者均等割	9,900円	9,900円	0円
		平等割	5,000円	5,000円	0円
	賦課限度額		17万円	16万円	1万円

※介護分は、40～64歳の介護保険第2号被保険者に対して賦課するものです。

2 浜田市国民健康保険財政調整基金について

令和2年度国民健康保険料率(案)による基金取崩(見込)について

(単位:円)

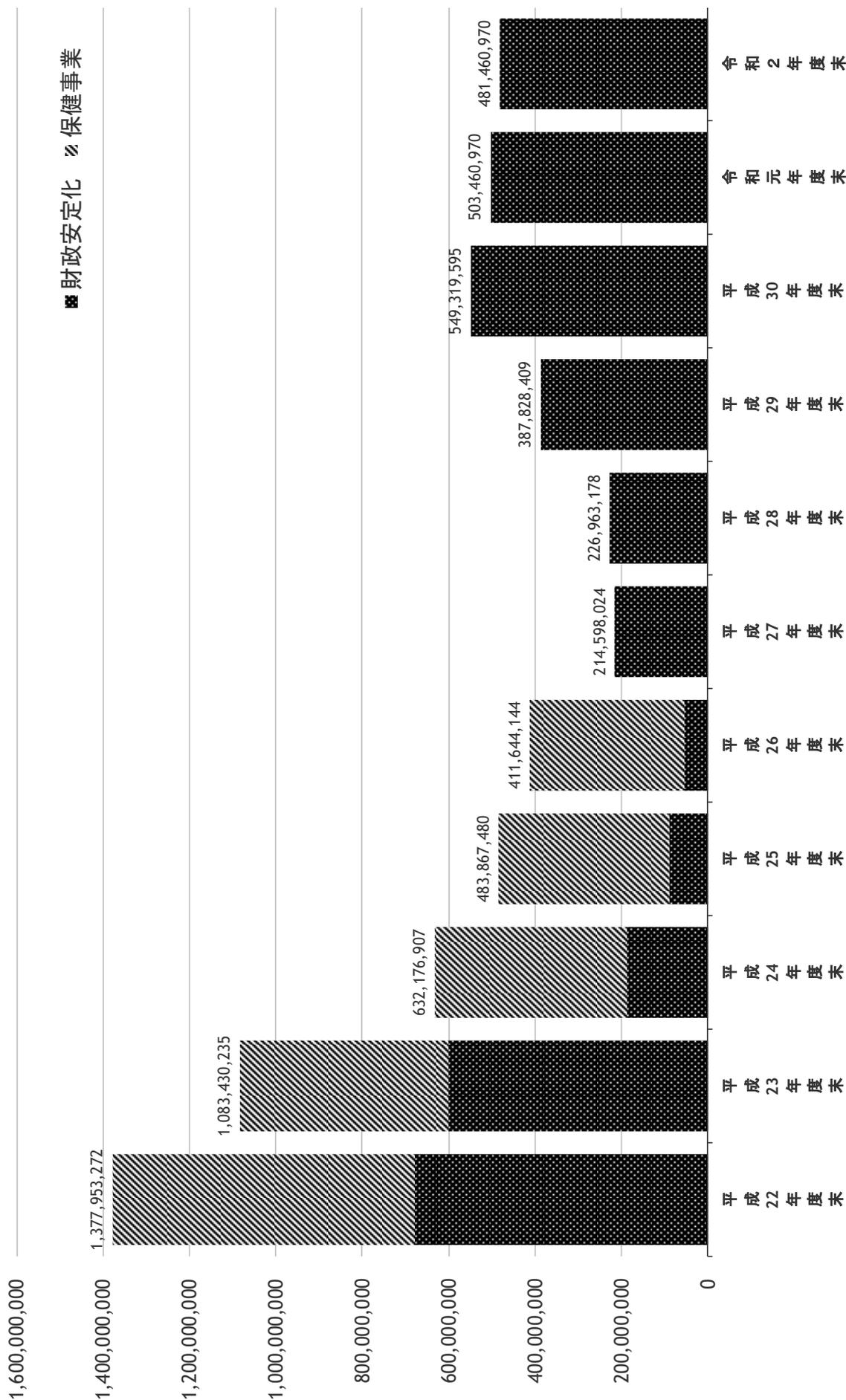
区分	当初予算 保険料額 (軽減後見込額) (A)	必要 保険料額 (B)	賦課総額 (保険料見込 額) (C)	不足額 (D:C-B)	取崩見込額
医療分	632,896,000	635,426,144	617,581,963	▲17,844,181	18,000,000
支援金分	207,499,000	204,000,934	204,263,922	262,988	-
介護分 (一般+退職)	59,056,000	63,826,934	60,080,213	▲3,746,721	4,000,000
計	899,451,000	903,254,012	881,926,098	▲21,327,914	22,000,000

補足：この取崩見込額の積算は、令和2年度国民健康保険料（一般被保険者現年分）のみの減額となる額を基礎として算出している。令和2年度中の県支出金等の歳入の決定額等により増減することとなるため、確定数値ではない。

[参考① 浜田市国民健康保険財政調整基金の状況]

年度	区分	浜田市国民健康保険財政調整基金の区分			合計
		財政安定化	不均一	保健事業	
平成22年度	年度当初計	852,026,895	224,317,975	725,449,176	1,801,794,046
	積立額	47,545,419	0	0	47,545,419
	取崩額	▲220,760,418	▲224,317,975	▲26,307,800	▲471,386,193
	積立・取崩計	▲173,214,999	▲224,317,975	▲26,307,800	▲423,840,774
	計	678,811,896	0	699,141,376	1,377,953,272
平成23年度	年度当初計	678,811,896		699,141,376	1,377,953,272
	積立額	2,911,233		0	2,911,233
	取崩額	▲82,483,984		▲214,950,286	▲297,434,270
	積立・取崩計	▲79,572,751		▲214,950,286	▲294,523,037
	計	599,239,145		484,191,090	1,083,430,235
平成24年度	年度当初計	599,239,145		484,191,090	1,083,430,235
	積立額	53,130,430		0	53,130,430
	取崩額	▲465,834,709		▲38,549,049	▲504,383,758
	積立・取崩計	▲412,704,279		▲38,549,049	▲451,253,328
	計	186,534,866		445,642,041	632,176,907
平成25年度	年度当初計	186,534,866		445,642,041	632,176,907
	積立額	74,429,934		0	74,429,934
	取崩額	▲171,964,470		▲50,774,891	▲222,739,361
	積立・取崩計	▲97,534,536		▲50,774,891	▲148,309,427
	計	89,000,330		394,867,150	483,867,480
平成26年度	年度当初計	89,000,330		394,867,150	483,867,480
	積立額	34,936,901		0	34,936,901
	取崩額	▲69,984,809		▲37,175,428	▲107,160,237
	積立・取崩計	▲35,047,908		▲37,175,428	▲72,223,336
	計	53,952,422		357,691,722	411,644,144
平成27年度	年度当初計	53,952,422		357,691,722	411,644,144
	積立額	31,335,983		0	31,335,983
	取崩額	▲197,456,986		▲30,925,117	▲228,382,103
	積立・取崩計	▲166,121,003		▲30,925,117	▲197,046,120
	計	▲112,168,581		326,766,605	214,598,024
	(区分統合)	214,598,024			214,598,024
平成28年度	年度当初計	214,598,024			214,598,024
	積立額	16,818,437			16,818,437
	取崩額	▲4,453,283			▲4,453,283
	積立・取崩計	12,365,154			12,365,154
	計	226,963,178			226,963,178
平成29年度	年度当初計	226,963,178			226,963,178
	積立額	161,229,416			161,229,416
	取崩額	▲364,185			▲364,185
	積立・取崩計	160,865,231			160,865,231
	計	387,828,409			387,828,409
平成30年度	年度当初計	387,828,409			387,828,409
	積立額	161,491,186			161,491,186
	取崩額	0			0
	積立・取崩計	161,491,186			161,491,186
	計	549,319,595			549,319,595
令和元年度 【見込み】	年度当初計	549,319,595			549,319,595
	積立額	44,141,375			44,141,375
	取崩額	▲90,000,000			▲90,000,000
	積立・取崩計	▲45,858,625			▲45,858,625
	計	503,460,970			503,460,970
令和2年度 【見込み】	年度当初計	503,460,970			503,460,970
	積立額	0			0
	取崩額	▲22,000,000			▲22,000,000
	積立・取崩計	▲22,000,000			▲22,000,000
	計	481,460,970			481,460,970

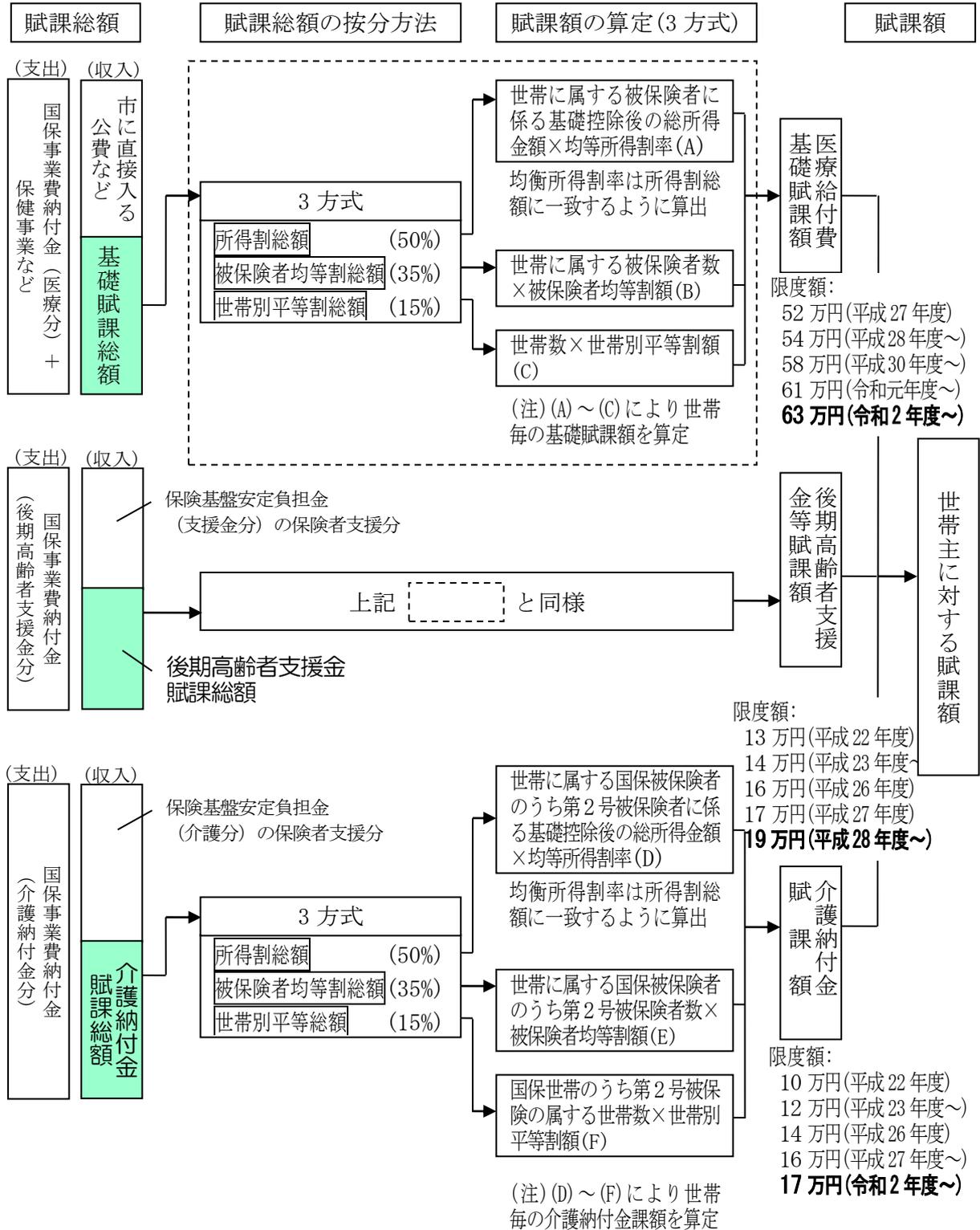
浜田市国民健康保険財政調整基金の状況



※平成27年度末に保健事業区分の残高を財政安定化区分の残高に統合。

参考 国民健康保険料の賦課基準について

(1) 国民健康保険料の賦課基準 (概要)



国民健康保険の賦課額（医療給付費分、後期高齢者支援金分等及び介護納付金分の賦課額）に係る保険料率は、次のようにして算定されることになります。

【算定順序】

- ① 被保険者に係る保険料として確保しなければならない額を算定する。
- ② ①の額を予定収納率で割った額が賦課総額となる。これは 100%徴収できれば問題がないが、そうでない場合は歳入欠陥を生じることになるため、その額を上積みして賦課することとなる。例えば、1 億円を必要とし、収納率が 95%見込まれるとすると、 $1 \text{ 億} \div 0.95 = 1 \text{ 億} 526 \text{ 万} 3 \text{ 千円}$ となり、賦課総額としては、1 億 526 万円余が必要であることになる。
- ③ ②の賦課総額を、所得割総額、被保険者均等割総額、世帯別平等割総額に、条例に規定された比率に従って分ける。
- ④ 世帯別平等割総額を賦課期日における被保険者の属する世帯の数で割った額が、世帯別平等割額の料率となる。

※浜田市国民健康保険条例における規定

第 18 条（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

- 所得割 … 基礎賦課総額の 100 分の 50 に相当する額
- 被保険者均等割 … 基礎賦課総額の 100 分の 35 に相当する額
- 世帯別平等割 … 基礎賦課総額の 100 分の 15 に相当する額

第 18 条の 6 の 6（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）

- 所得割 … 後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 50 に相当する額
- 被保険者均等割 … 後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 35 に相当する額
- 世帯別平等割 … 後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 15 に相当する額

第 18 条の 11（介護納付金賦課額の保険料率）

- 所得割 … 介護納付金賦課総額の 100 分の 50 に相当する額
- 被保険者均等割 … 介護納付金賦課総額の 100 分の 35 に相当する額
- 世帯別平等割 … 介護納付金賦課総額の 100 分の 15 に相当する額

- ⑤ 被保険者均等割総額を賦課期日における被保険者の数で割った額が被保険者均等割額の料率となる。
- ⑥ 所得割総額を被保険者に係る課税総所得金額で割った率が、所得割額の料率となる。この場合に、賦課限度額を超える世帯の、その超える部分の対応する所得額は、前記の課税所得金額から控除しておく必要がある。

※基礎賦課総額に対する標準割合（施行令等に定める割合）

区分	4方式	3方式	2方式
所得割総額	40/100	50/100	50/100
資産割総額	10/100	—	—
被保険者均等割総額	35/100	35/100	50/100
世帯別平等割総額	15/100	15/100	—

※県内8市保険料率一覧

○令和2年度国民健康保険料率(浜田市・益田市・安来市) 他市：令和元年度国民健康保険料率

保険者名		浜田市	松江市	出雲市	益田市	大田市	安来市	江津市	雲南市	
料・税の区分		料	料	料	税	料	税	料	料	
医療分 + 支援金分	所得割	11.93%	10.91%	10.74%	11.04%	11.90%	10.72%	11.60%	10.27%	
	資産割	-	-	-	-	-	-	-	-	
	被保険者均等割	35,400円	37,820円	37,800円	38,430円	33,420円	37,130円	31,300円	34,200円	
	世帯別平等割	24,600円	26,280円	27,800円	26,150円	23,820円	26,580円	20,500円	31,220円	
	医療分	所得割	8.94%	7.99%	8.85%	8.10%	9.20%	8.61%	9.20%	8.21%
		資産割	-	-	-	-	-	-	-	-
		被保険者均等割	26,400円	27,800円	30,700円	28,500円	25,620円	29,600円	24,700円	27,350円
		世帯別平等割	18,800円	19,260円	22,600円	19,200円	18,120円	21,190円	16,200円	24,970円
	支援金分	所得割	2.99%	2.92%	1.89%	2.94%	2.70%	2.11%	2.40%	2.06%
		資産割	-	-	-	-	-	-	-	-
		被保険者均等割	9,000円	10,020円	7,100円	9,930円	7,800円	7,530円	6,600円	6,850円
		世帯別平等割	5,800円	7,020円	5,200円	6,950円	5,700円	5,390円	4,300円	6,250円
介護分	所得割	2.66%	2.62%	2.10%	2.60%	2.50%	2.16%	2.70%	1.61%	
	資産割	-	-	-	-	-	-	-	-	
	被保険者均等割	9,900円	11,100円	9,900円	11,400円	9,180円	9,760円	8,600円	7,400円	
	世帯別平等割	5,000円	5,460円	4,900円	6,650円	4,920円	4,540円	4,200円	4,820円	

※モデル世帯試算比較による1世帯あたり保険料額(県内8市の比較)

＜モデル世帯＞ 夫婦2人世帯

世帯員	続柄	年齢	所得額	固定資産税額	基礎控除額	介護第2号被保険者
A	世帯主	58	1,380,000円	50,000円	330,000円	○
B	妻	55	0円	0円	0円	○
合計			1,380,000円	50,000円	330,000円	2名

	浜田市	松江市	出雲市	益田市	大田市	安来市	江津市	雲南市
医療分+支援金分	220,500円	216,400円	216,100円	218,800円	215,500円	213,300円	204,900円	207,300円
医療分	165,400円	158,700円	176,900円	161,200円	165,900円	170,700円	162,200円	165,800円
支援金分	55,100円	57,700円	39,200円	57,600円	49,600円	42,600円	42,700円	41,500円
介護分	52,700円	55,100円	46,700円	56,700円	49,500円	46,700円	49,700円	36,500円
保険料額	273,200円	271,500円	262,800円	275,500円	265,000円	260,000円	254,600円	243,800円
ランク	2	3	5	1	4	6	7	8
最大額からの差額	▲2,300円	▲4,000円	▲12,700円	0円	▲10,500円	▲15,500円	▲20,900円	▲31,700円
最小額からの差額	29,400円	27,700円	19,000円	31,700円	21,200円	16,200円	10,800円	0円
医療分+支援金分	据置予定	据置予定	据置予定	決定 据置	据置予定	決定 据置	据置予定	据置予定
介護分	据置予定	据置予定	据置予定	決定 据置	据置予定	決定 据置	据置予定	据置予定

再掲：モデル世帯試算比較における区分別の状況

区分	最高保険料		最低保険料		差額
医療分	出雲市	176,900円	松江市	158,700円	18,200円
支援金分	松江市	57,700円	出雲市	39,200円	18,500円
介護分	益田市	56,700円	雲南市	36,500円	20,200円
合計	益田市	275,500円	雲南市	243,800円	31,700円

※モデル世帯試算 1 世帯あたり保険料額（浜田市）
〔令和 2 年度保険料率による積算〕

区分			浜田市
医療分 + 支援金分	応能割	所得割	11.93%
	応益割	被保険者均等割	35,400円
		世帯別平等割	24,600円
	賦課限度額		82万円
医療分	応能割	所得割	8.94%
	応益割	被保険者均等割	26,400円
		世帯別平等割	18,800円
	賦課限度額		63万円
支援金分	応能割	所得割	2.99%
	応益割	被保険者均等割	9,000円
		世帯別平等割	5,800円
	賦課限度額		19万円
介護分	応能割	所得割	2.66%
	応益割	被保険者均等割	9,900円
		世帯別平等割	5,000円
	賦課限度額		17万円

保険料額(医療分+支援金分)	220,500円
医療分	165,400円
支援金分	55,100円
介護分	52,700円
保険料額合計	273,200円

〔 報 告 事 項 〕

報告第1号

令和元年度浜田市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算（見込）について

(単位：円)

区分	款	平成30年度		令和元年度		対前年度 増減額 (E) : (C)-(A)
		決算額 (A)	予算現額 (B)	決算(見込)額 (C)	対予算増減額 (D) : (C)-(B)	
歳入	国民健康保険料	945,146,632	917,957,000	915,889,447	▲2,067,553	▲29,257,185
	一般被保険者	937,782,468	916,866,000	914,947,465	▲1,918,535	▲22,835,003
	退職被保険者	7,364,164	1,091,000	941,982	▲149,018	▲6,422,182
	一部負担金	0	4,000	0	▲4,000	0
	使用料及び手数料	709,648	1,000,000	671,860	▲328,140	▲37,788
	国庫支出金	0	4,190,000	1,424,000	▲2,766,000	1,424,000
	県支出金	5,000,953,592	4,940,530,000	4,906,470,792	▲34,059,208	▲94,482,800
	保険給付費等交付金(普通)	4,757,870,592	4,764,795,000	4,674,502,792	▲90,292,208	▲83,367,800
	保険給付費等交付金(特別)	243,083,000	175,735,000	231,968,000	56,233,000	▲11,115,000
	財産収入	447,186	701,000	688,375	▲12,625	241,189
	繰入金	627,009,427	774,152,000	712,718,032	▲61,433,968	85,708,605
	一般会計繰入金	627,009,427	643,305,000	622,718,032	▲20,586,968	▲4,291,395
	財政調整基金繰入金	0	130,847,000	90,000,000	▲40,847,000	90,000,000
	繰越金	265,664,389	45,583,000	45,583,393	393	▲220,080,996
	諸収入	9,247,821	19,224,000	21,668,498	2,444,498	12,420,677
	歳入合計	6,849,178,695	6,703,341,000	6,605,114,397	▲98,226,603	▲244,064,298
歳出	総務費	133,678,356	139,475,000	131,547,395	▲7,927,605	▲2,130,961
	保険給付費	4,767,791,065	4,778,330,000	4,686,637,232	▲91,692,768	▲81,153,833
	一般被保険者	4,719,732,730	4,748,965,000	4,657,567,390	▲91,397,610	▲62,165,340
	療養給付費	4,062,969,207	4,080,067,000	4,004,765,451	▲75,301,549	▲58,203,756
	療養費	11,372,404	13,369,000	11,139,798	▲2,229,202	▲232,606
	高額療養費	644,603,446	653,849,000	640,698,384	▲13,150,616	▲3,905,062
	高額介護合算療養費	787,673	1,500,000	963,757	▲536,243	176,084
	移送費	0	180,000	0	▲180,000	0
	退職被保険者等	28,318,715	4,469,000	7,483,370	3,014,370	▲20,835,345
	療養給付費	23,152,380	3,678,000	6,088,325	2,410,325	▲17,064,055
	療養費	108,284	25,000	9,051	▲15,949	▲99,233
	高額療養費	5,058,051	686,000	1,362,558	676,558	▲3,695,493
	高額介護合算療養費	0	50,000	23,436	▲26,564	23,436
	移送費	0	30,000	0	▲30,000	0
	審査支払手数料	12,045,918	11,510,000	11,523,336	13,336	▲522,582
	出産育児一時金	4,723,702	10,086,000	7,453,136	▲2,632,864	2,729,434
	出産育児一時金	4,721,812	10,080,000	7,449,566	▲2,630,434	2,727,754
	支払手数料	1,890	6,000	3,570	▲2,430	1,680
	葬祭費	2,970,000	3,300,000	2,610,000	▲690,000	▲360,000
	国保事業費納付金	1,500,197,384	1,534,836,000	1,534,834,708	▲1,292	34,637,324
医療給付費	1,131,658,578	1,175,520,000	1,175,519,524	▲476	43,860,946	
後期高齢者支援金	296,851,315	281,346,000	281,345,580	▲420	▲15,505,735	
介護納付金	71,687,491	77,970,000	77,969,604	▲396	6,282,113	
共同事業拠出金	1,057	3,000	1,160	▲1,840	103	
保健事業	74,330,293	79,223,000	71,302,855	▲7,920,145	▲3,027,438	
特定健康診査費等事業費	52,959,945	56,146,000	52,146,365	▲3,999,635	▲813,580	
保健衛生普及費	21,370,348	23,077,000	19,156,490	▲3,920,510	▲2,213,858	
基金積立金	161,491,186	44,154,000	44,141,375	▲12,625	▲117,349,811	
公債費	0	1,000	0	▲1,000	0	
諸支出金	166,105,961	117,319,000	103,015,678	▲14,303,322	▲63,090,283	
予備費	0	10,000,000	0	▲10,000,000	0	
歳出合計	6,803,595,302	6,703,341,000	6,571,480,403	▲131,860,597	▲232,114,899	
収支差引額 (歳入合計－歳出合計)	45,583,393	0	33,633,994		▲11,949,399	

〔概要〕

令和元年度は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、引き続き保険料の賦課限度額の改正と低所得者に対する保険料軽減措置の対象の拡大がありました。歳入における保険料について、引き上げを実施した平成 26 年度の料率に据え置きました。

歳出における保険給付費について、一般被保険者分、退職被保険者分いずれの保険給付費も前年度と比較して減少しています。

【歳入】

（国民健康保険料）

国民健康保険料は、前年度と比較して 2,925 万 7,185 円の減額 ① となりました。

なお、収納率は、現年分で一般被保険者 95.99% ②、退職被保険者 94.49% ③、全体で 95.99%、滞納繰越分は 17.58%、全体合計は、86.71% ④ となり前年度（87.17% ⑤）よりダウンしています。

（単位：円）

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
一般被保険者国民健康保険料	1,054,487,845	914,816,765	9,951,823	129,719,257	86.75%
現年分	930,183,781	892,902,001	139,800	37,141,980	95.99% ②
医療分	656,813,434	654,789,512	96,540	1,927,382	99.69%
支援金分	210,929,319	184,932,831	30,860	25,965,628	87.68%
介護分	62,441,028	53,179,658	12,400	9,248,970	85.17%
滞納繰越分	124,304,064	21,914,764	9,812,023	92,577,277	17.63%
医療分	82,825,050	14,879,034	6,491,371	61,454,645	17.96%
支援金分	27,056,776	5,000,692	2,148,614	19,907,470	18.48%
介護分	14,422,238	2,035,038	1,172,038	11,215,162	14.11%
退職被保険者等国民健康保険料	1,613,160	941,982	13,042	658,136	58.39%
現年分	944,119	892,122	0	51,997	94.49% ③
医療分	577,266	550,563	0	26,703	95.37%
支援金分	186,881	178,213	0	8,668	95.36%
介護分	179,972	163,346	0	16,626	90.76%
滞納繰越分	669,041	49,860	13,042	606,139	7.45%
医療分	399,483	29,750	7,607	362,126	7.45%
支援金分	135,536	9,797	2,407	123,332	7.23%
介護分	134,022	10,313	3,028	120,681	7.70%
合計	1,056,101,005	915,758,747	9,964,865	130,377,393	86.71% ④

※上記表については、国民健康保険税についても含む

※参考 平成30年度

(単位:円)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
一般被保険者国民健康保険料	1,069,650,020	932,431,336	2,208,061	135,010,623	87.17%
現年分	950,319,405	911,329,298	8,800	38,981,307	95.90%
医療分	667,762,468	665,529,917	5,900	2,226,651	99.67%
支援金分	230,237,204	201,396,521	2,000	28,838,683	87.47%
介護分	52,319,733	44,402,860	900	7,915,973	84.87%
滞納繰越分	119,330,615	21,102,038	2,199,261	96,029,316	17.68%
医療分	79,214,625	14,060,523	1,431,085	63,723,017	17.75%
支援金分	25,564,046	4,624,634	453,052	20,486,360	18.09%
介護分	14,551,944	2,416,881	315,124	11,819,939	16.61%
退職被保険者等国民健康保険料	7,917,478	6,893,987	0	1,023,491	87.07%
現年分	7,017,095	6,593,242	0	423,853	93.96%
医療分	4,443,532	4,197,645	0	245,887	94.47%
支援金分	1,536,496	1,451,942	0	84,554	94.50%
介護分	1,037,067	943,655	0	93,412	90.99%
滞納繰越分	900,383	300,745	0	599,638	33.40%
医療分	535,014	179,857	0	355,157	33.62%
支援金分	178,882	58,180	0	120,702	32.52%
介護分	186,487	62,708	0	123,779	33.63%
合計	1,077,567,498	939,325,323	2,208,061	136,034,114	87.17%

⑤

(県支出金)

県支出金は49億647万792円⑥であり、前年度と比較して9,448万2,800円の減額⑦となりました。

平成30年度から国民健康保険の都道府県単位化という制度改革が行われ、市町村の保険給付費については「保険給付費等交付金」の普通交付金にて、従来の国の特別調整交付金や県の特別調整交付金などは特別交付金にて交付される形と変更されています。

内訳は次のとおりです。

(単位:円)

区分	令和元年度	平成30年度	対前年度増減額
普通交付金	4,674,502,792	4,757,870,592	▲83,367,800
特別交付金	231,968,000	243,083,000	▲11,115,000
保険者努力支援制度交付金	18,790,000	15,648,000	3,142,000
特別調整交付金分(市町村向け)	138,869,000	134,106,000	4,763,000
県繰入金(2号分)	55,219,000	73,691,000	▲18,472,000
特定健康診査等負担金	19,090,000	19,638,000	▲548,000
合計	4,906,470,792	5,000,953,592	▲94,482,800

⑥

⑦

(繰入金)

繰入金は、浜田市一般会計と国保財政調整基金から総額で7億1,271万8,032円⑧を繰り入れ、前年度と比較して8,570万8,605円の増額⑨となりました。内訳は次のとおりです。

(一般会計繰入金)

(単位：円)

		令和元年度	平成30年度	対前年度増減額
法定繰入	保険基盤安定繰入金	314,070,565	317,506,529	▲3,435,964
	保険料軽減分	206,309,860	209,148,540	▲2,838,680
	保険者支援分	107,760,705	108,357,989	▲597,284
	職員給与費等繰入金	121,462,538	124,462,693	▲3,000,155
	職員人件費等	105,808,429	110,230,112	▲4,421,683
	国保事務費等	15,654,109	14,232,581	1,421,528
	出産育児一時金等繰入金	4,724,748	3,108,604	1,616,144
	財政安定化支援事業繰入金	98,803,000	96,848,000	1,955,000
法定外繰入	福祉医療助成制度繰入金	25,592,633	25,306,187	286,446
	保健事業負担繰入金	226,419	314,430	▲88,011
	直診施設運営補助繰入金	57,838,129	59,578,497	▲1,740,368
	国保料上昇抑制繰入金	0	0	0
合計		622,718,032	627,124,940	▲4,406,908

(国民健康保険財政調整基金)

(単位：円)

	令和元年度	平成30年度	対前年度増減額
保健事業等充当額	0	0	0
保険料上昇抑制額	90,000,000	0	90,000,000
予備費充当額	0	0	0
合計	90,000,000	0	90,000,000

基金については、令和元年度第1回運営協議会にて保険料据置きのため約1億2,000万円の取崩しが必要と説明しましたが、保険給付費等交付金(特別交付金)が見込以上に交付されたことにより9,000万円の取崩しとし、令和元年度末の基金残高は5億346万970円となりました。

(繰越金)

繰越金は、平成30年度決算剰余金であり、4,558万3,393円⑩となりました。

【歳出】

（保険給付費）

保険給付費全体としては、46億8,663万7,232円⑪となり、前年度と比較して8,115万3,833円の減額⑫となりました。被保険者区分別に比較した場合、一般被保険者については、6,216万5,340円の減額⑬となっていますが、被保険者数の減少を考えると1人あたりの医療費が増加しています。退職被保険者等については、被保険者数の減少により、2,083万5,345円の減額⑭となっています。なお、令和2年3月をもって、65歳到達により退職被保険者は全て一般被保険者となりました。

出産育児一時金については19件、744万9,566円⑮の給付を行い、前年度と比較して7件増となりました。

葬祭費については、1件3万円の給付額で合計87件、261万円⑯の給付を行いました。

保険給付費の状況については参考資料2に掲載しています。

（保健事業）

【特定健康診査等事業費】

人口の高齢化による医療費の増加が大きな社会的な課題となる中、医療保険制度改革の軸として特定健康診査・特定保健指導が平成20年4月からスタートし、令和元年度は5,214万6,365円⑰を支出し、前年度と比較して81万3,580円の減額⑱となりました。

※参考

高齢者医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）により実施が義務付けられたもの。

【保健事業費】

人間ドック・脳ドック等の検査費用の助成、医療の適正化を目的とした医療費通知や後発医薬品使用差額通知の実施により、1,915万6,490円⑲を支出し、前年度と比較して、221万3,858円の減額⑳となりました。

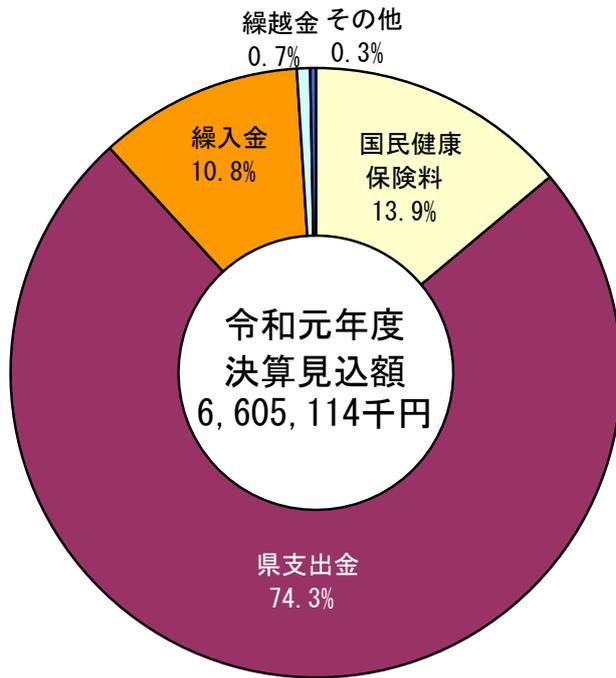
（基金積立金）

国民健康保険財政調整基金への積立については、平成30年度決算剰余金について、浜田市国民健康保険財政調整基金条例（平成17年浜田市条例第81号）第2条第1項第1号の規定に基づくものとして4,345万3,000円を積立て、また、運用利子については全額を同条同項第2号の規定に基づき68万8,375円を積立てました。

（諸支出金）

諸支出金については、平成30年度国民健康保険事業の精算における返還金等としての支出と、国民健康保険（直診勘定）特別会計への運営補助及びへき地診療所に係る特別調整交付金を繰出しています。

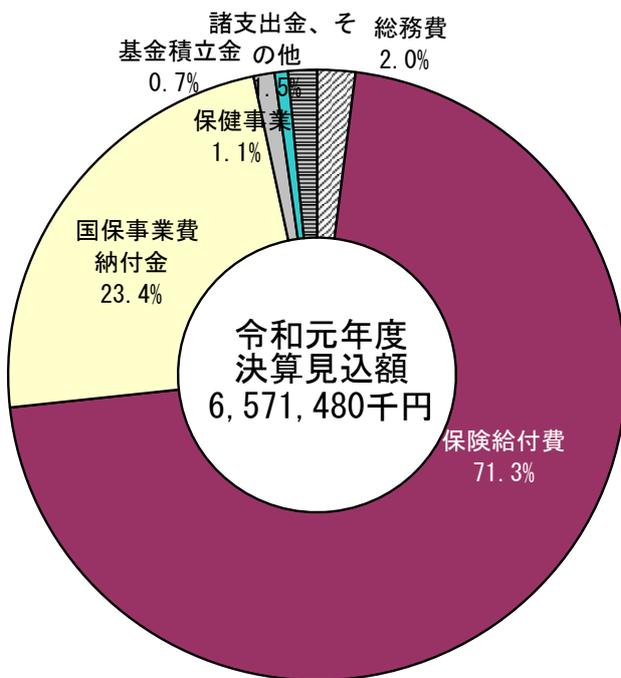
主な歳入決算状況



歳入費目	決算額	割合
国民健康保険料	915,889	13.9%
県支出金	4,906,471	74.3%
繰入金	712,718	10.8%
繰越金	45,583	0.7%
その他	24,453	0.3%
		(千円) 100%

□ 国民健康保険料 ■ 県支出金 ■ 繰入金 □ 繰越金 ■ その他

主な歳出決算状況



歳出費目	予算額	割合
総務費	131,547	2.0%
保険給付費	4,686,637	71.3%
国保事業費納付金	1,534,835	23.4%
保健事業	71,303	1.1%
基金積立金	44,141	0.7%
諸支出金、その他	103,017	1.5%
		(千円) 100%

□ 総務費 ■ 国保事業費納付金 ■ 基金積立金 ■ 保険給付費 ■ 保健事業 ■ 諸支出金、その他

令和元年度浜田市国民健康保険特別会計（直診勘定）決算（見込）について

(単位：円)

区分	款	平成30年度 決算額 (A)	令和元年度			対前年度 増減額 (E) : (C)-(A)
			予算現額 (B)	決算(見込)額 (C)	対予算増減額 (D) : (C)-(B)	
歳入	診療収入	157,841,263	158,593,000	158,327,526	▲265,474	486,263
	使用料及び手数料	27,070	27,000	27,310	310	240
	県支出金	2,035,000	1,695,000	1,638,000	▲57,000	▲397,000
	繰入金	88,495,736	97,551,000	86,033,129	▲11,517,871	▲2,462,607
	諸収入	3,104,655	9,267,000	9,205,448	▲61,552	6,100,793
	市債	0	0	0	0	0
	歳入合計	251,503,724	267,133,000	255,231,413	▲11,901,587	3,727,689
歳出	総務費	183,563,928	202,654,000	196,873,597	▲5,780,403	13,309,669
	医業費	55,603,868	60,418,000	54,298,368	▲6,119,632	▲1,305,500
	公債費	12,335,928	4,061,000	4,059,448	▲1,552	▲8,276,480
	歳出合計	251,503,724	267,133,000	255,231,413	▲11,901,587	3,727,689
収支差引額 (歳入合計－歳出合計)		0	0	0		0

〔概要〕

令和元年度は、平成30年度と比較すると診療収入に大きな変更はありませんでしたが、特別養護老人ホーム「弥栄苑」の嘱託医報酬が諸収入として収入増となっています。また歳出では医療の充実のため、県の補助を活用して医療機器の計画的な整備を行いました。

定期的に診療所長会議や看護師会議を開催し、効率的な運営と、安全安心な診療体制に努めています。

【歳入】

(診療収入)

保険診療収入と、一般健康診査や予防接種料などの総額となります。

(使用料及び手数料)

電柱敷地使用料等行政財産使用料です。

(県支出金)

整備した医療機器の購入額の2分の1の補助を受けたものです。

(繰入金)

繰入金は、国民健康保険特別会計（事業勘定）からの繰入であり、へき地直営診療施設交付金2,819万5,000円、運営補助金5,783万8,129円となります。

(諸収入)

主に医師の派遣収入です。

【歳出】

(総務費)

診療所にかかる人件費と施設維持管理費であり、対前年度1,330万9,996円の増額は、職員給与費の増額が主な要因です。

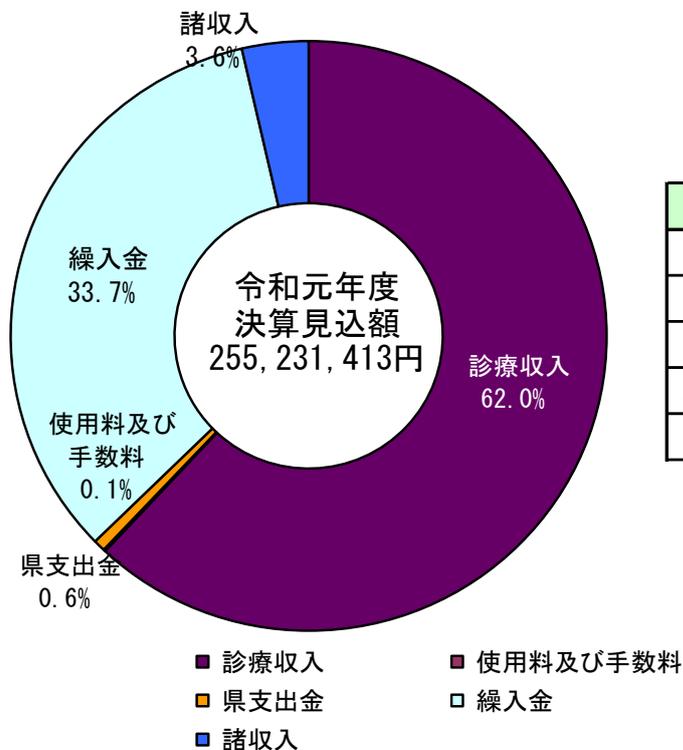
(医業費)

医薬材料費と医療機器の管理整備費であり、対前年度130万5,500円の減額は、医薬品衛生材料費の減少が主な要因です。

(公債費)

診療所の長期債元金と利子の償還費です。

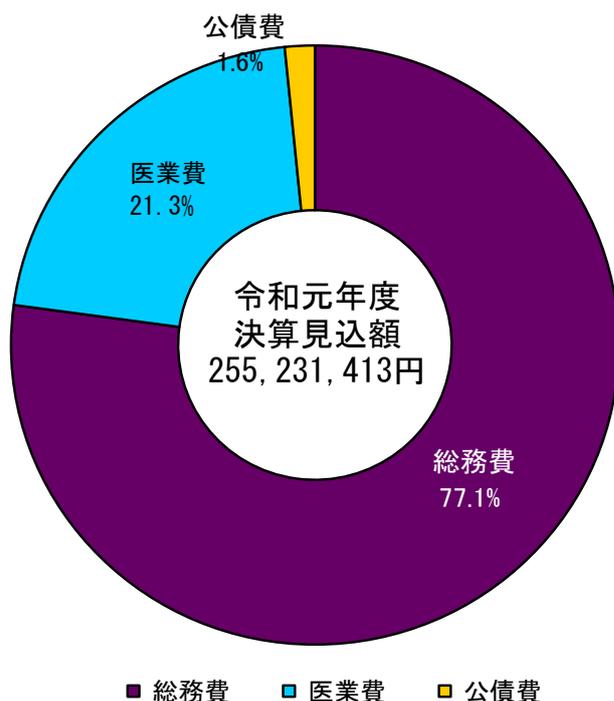
主な歳入決算状況



歳入費目	決算額	割合
診療収入	158,328	62.0%
使用料及び手数料	27	0.1%
県支出金	1,638	0.6%
繰入金	86,033	33.7%
諸収入	9,205	3.6%

(千円) 100%

主な歳出決算状況



歳出費目	決算額	割合
総務費	196,874	77.1%
医業費	54,298	21.3%
公債費	4,059	1.6%

(千円) 100%

《メ モ》